

平成14年度第1回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

平成14年6月3日(月)

14:00~15:30

全県総連厚生会館(5階大会議室)

開会の挨拶 (杉江経営管理部長)

議 事

1 委員長の選出

- ・委員の互選により、委員長に河村三郎委員を選出。

2 役員の選出

1) 副委員長の指名

- ・委員長より、宮城俊彦委員を副委員長に指名。

2) 議事概要書署名委員の指名

- ・委員長より、大池裕委員、岡田悠子委員、小坂良治委員を署名委員として指名。

3 委員会関連要領等の説明及び審議

1) 「岐阜県事業評価監視委員会運営要領」の改正について

2) 「岐阜県事業評価監視委員会傍聴要領」の制定について

3) 「岐阜県公共事業再評価要綱」について

- ・説明者 事務局

<審議内容>

Q) 会議の開催日程、開催場所の公表は何日前に行うのか。

A) これまでは3日前に公表していましたが、今後は審議の公開を行うため、一週間前を想定しています。

Q) 公表はどんな方法なのか。

A) 県政記者クラブへの資料提供及びインターネットへの掲載です。

Q) 他の委員会の傍聴者数も同じぐらいなのか。

A) 他の委員会を参考としても10名程度です。

意見) 第3条2項に委員長が必要と認めるときは定員を変更できると規定されているから良いのでは。

Q) 傍聴要領第2条2項を見たとき県政記者クラブ以外の記者は一般傍聴者となってしまうが、記者クラブ所属以外から反発があるのではないか。

A) 括弧書きで所属する者等と表記することにします。

Q) 報道席と一般席が分かれているのは。

A) 場所を区分しているだけで、特に違いはありません。

意見) 市議会の場合、報道席と一般席を分けている。

(聞きやすい場所を報道としているだけである。)

<審議結果>

岐阜県公共事業再評価要綱、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱については了承する。

岐阜県事業評価監視委員会運営要領の改訂については、原案のとおり決定する。

岐阜県事業評価監視委員会傍聴要領については、第2条、第3条の一部を修正するものとする。

4 平成14年度のスケジュールについて

1) 再評価実施個所の概要について

- ・説明者 事務局

<審議結果>

平成14年度において、31箇所の再評価に取り組むこととする。

2) 事後評価の実施について

・説明者 事務局

<審議内容>

Q) 一事業一箇所程度と説明があつたが、何ヶ所になるのか。

A) 10箇所程度となります。

Q) 詳細審議はいつ頃を予定しているのか。

A) 来年の2月頃を予定しています。

<審議結果>

本委員会において、事後評価についても事業毎に代表箇所において取り組むこととする。

3) 現地調査箇所の選定について

・説明者 事務局

<審議内容>

Q) 案1と案2では、今後の詳細審議がわかりやすくなる箇所が多いのはどちらか。

A) 案1になります。

<審議結果>

- | | | |
|----------------------|----------|------|
| ・ 公共道路改築事業 | 国道418号 | 八百津町 |
| ・ 特定環境保全公共下水道 | 広見・池尻処理区 | 関市 |
| ・ 県営中山間地域農村活性化総合整備事業 | 中濃北部 | 関市他 |
| ・ 県営土地改良施設整備事業 | 中濃 | 岐阜市 |
- 上記4箇所を現地調査箇所に選定する。

4) 平成14年度委員会の開催予定について

・説明者 事務局

<審議結果>

7月中旬に現地調査、再評価については7月下旬～9月上旬に4回の詳細審議を実施する。

事後評価については、平成15年2月に詳細審議を行う。

閉会の挨拶 (鈴木工事検査課長)